

株式分割のための基準日設定公告

平成 20 年 12 月 12 日

株主各位

山口県下関市幡生宮の下町 26 番 1 号
株式会社原弘産
代表取締役社長 原 將昭

当社は、平成 21 年 1 月 3 日(土曜日)を基準日と定め、同日(平成 20 年 12 月 31 日(水曜日))から平成 21 年 1 月 4 日(日曜日)までは株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成 20 年 12 月 30 日(火曜日)の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含みます。)をもって、その所有する株式 1 株を 100 株とする株式分割(効力発生日平成 21 年 1 月 4 日(日曜日))により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

また、株式分割と同時に 100 株を 1 単位とする単元株制度を導入いたします。これにより、平成 21 年 1 月 5 日(月曜日)より当社普通株式の売買取引は 100 株単位で行っていただくこととなります。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
事務取扱場所 住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 (0120) 176 - 417 (通話料無料)
同取次所 住友信託銀行株式会社 全国各支店

以上